

日本比較法研究所設立 70 周年記念シンポジウム 「グローバリゼーションを超えて：アジア・太平洋地域における比較法研究の将来」 開催のご報告

日本比較法研究所 所長 伊藤壽英

開会にあたって



この 11 月 24 日(土)、駿河台記念館において、当研究所設立 70 周年記念シンポジウム「グローバリゼーションを超えて：アジア・太平洋地域における比較法研究の将来」が開催されました。伊藤壽英所長の開会の辞に引き続き、福原紀彦中央大学学長より、ご挨拶をいただきました。比較法研究を通じて世界平和に貢献するという崇高なミッションのため、大学として、研究所の名称に「日本」を冠することを認めたこと、本学の「英吉利法律学校」としての出自から、比較法研究と実地応用の素を養うことが当初から一体となっていたことを披瀝された後、大学としても当研究所の発展に協力するとの温かいお言葉を頂戴しました。

第一セッション：アジアの立憲主義



引き続き、第一セッションでは、Albert Chen Hung-yee 香港大学教授より、アジアにおける憲法裁判所の実態とその権限・機能に関する基調報告がなされました。台湾・韓国・インドネシア・カンボジア・タイ・ミャンマーといった国々における憲法裁判所について、権限・構成・活動領域・積極主義の程度等から多層的に分析したうえで、これら憲法裁判所が経験した挫折・失敗と成功について、比較法的な検討がなされました。

これに対し、Tom Ginsburg シカゴ大学教授から、本質的に不確実な選挙制民主主義制度において、憲法裁判所が民主主義制度の枠組みを担保するという理論 (Insurance Theory) にもとづいて、コメントされました。また、Dirk Ehlers ミュンスター大学名誉教授・Henning Glaser ドイツ＝東南アジア公共政策研究所所長から、憲法裁判所を組織する原理は、個別の憲法における規範的基礎と、所与の権力分立にもとづく役割の違いを背景としており、それによって、各国憲法裁判所の成功・失敗を画するのではないか、というコメントが寄せられました。

December 6, 2018

さらに、日本側からは、**植野妙実子所員**および**安念潤司所員**からコメントがありました。植野所員は、わが国の違憲立法審査制についてふれ、活動が活発でない理由を、最高裁判事の任命の仕組みと構成、また付随的違憲審査制に求め、そうした特質を明らかにするためにも基調報告は極めて有用であったと指摘しています。これに対して、安念所員は、日本の最高裁は、政府・議会内多数派の基本政策に反対しない一方で、いくつかの分野で権利保障を充実させるという「ロー・プロファイル戦略」を採用し、そのの人事の独立を担保することに成功してきた、という見方を示しました。



第二セッション：コーポレート・ガバナンスの多様性



第二セッションにおいて、**Say H. Goo** 香港大学教授が、コーポレート・ガバナンスの多様性とその確保について基調報告をされました。近時の人口増・技術革新と経済発展、多国籍企業の跳梁、資本市場における国際競争などの論点に触れ、経済学でコーポレート・ガバナンスの目的とされる「株主利益の最大化仮説」を検証し、多様なステークホルダーの利益を代弁する取締役会を構成すべきことを提案しています。

これに対し、**Charles K. Whitehead** コーネル大学教授から、金融資本市場が変化して、多様な投資家が参加している状況において、取締役は株主・投資家の利益のために行動する義務があるとするれば、すでに多様な利害関係を反映するコーポレート・ガバナンスが実現されているのではないかと、とのコメントが寄せられています。また、**Harald Baum** マックス・プランク比較法・国際私法研究所教授からは、ドイツにおけるいわゆる二層制のもとでは、多様なステークホルダーの利害を反映したモニタリング・システムが確立しており、社外取締役中心の英米型モニタリング・システムを導入するとかえってモニタリング機能が低下すると警告しています。

さらに日本側から、**野田博所員**がコメントされ、わが国におけるコーポレート・ガバナンス論の現状を紹介したうえで、アメリカ型の株主利益最大化は依然として規範的意義を有しており、批判も多いけれども、コーポレート・ガバナンス・コードなどのソフトローと組み合わせて、多様なステークホルダーの利害を反映させるべきことを提案されました。



第三セッション：契約法理のグローバル化



第三セッションでは、**Michael Greenhalgh Bridge** シンガポール国立大学教授が、グローバル化が進む国際取引に関して、統一的な国際条約を分析して、規範形成型のハードロー、国際的な契約基準を個々の契約に組み込むソフトロー、外国の法制度をそのまま継受するといったタイプがあると紹介したうえで、ハードローとしての国際動産売買条約 (CISG) とソフトローとしての UNIDROIT 国際商事契約原則 (PICC) をとりあげ、統一的なハードロー・ソフトローについて

考察されました。とくに、複数の法的伝統から構成された統一条約については、各国の裁判所による統一的な解釈が必要となるが、その実現は難しいこと、PICC がその補充的な役割を果たしているとの指摘がありました。

これに対し、Frank Chiang フォードダム大学教授は、とくに CISG とアメリカ統一商事法典 (UCC) との関係から、アメリカが批准した数少ない国際条約である CISG であるが、州法の国際私法が適用される場合があり、それによって UCC が準拠法となり得るケースがあることを例にあげ、そのようなアメリカ判例法に反対するコメントを寄せられています。また、Karl Riesenhuber ボッフム大学教授は、契約法解釈において、依然として比較法的考察が有用であるとの視点から、国内法に優先するとの正統性を有しない国際条約であっても、それが比較法の視点から各国の裁判官によって解釈されることによって、正統性を担保していく可能性を指摘しています。



さらに、日本側から、**柏木昇**東京大学名誉教授・本学法科大学院フェローが、中国法・大陸法・アメリカ法を継受したわが国の法文化に触れたうえで、近時の債権法改正と CISG・PICC との比較を試みた後、わが国では、CISG や PICC そのものが一般に知られておらず、裁判例もない状況から、グローバリゼーションと日本法の関係について危惧を表明されました。

さらに、日本側から、**柏木昇**東京大学名誉教授・本学法科大学院フェローが、中国法・大陸法・アメリカ法を継受したわが国の法文化に触れたうえで、近時の債権法改正と CISG・PICC との比較を試みた後、わが国では、CISG や PICC そのものが一般に知られておらず、裁判例もない状況から、グローバリゼーションと日本法の関係について危惧を表明されました。



第四セッション：グローバル化とサイバー犯罪



グローバル化とサイバー犯罪を扱う第四セッションでは、**Simon Bronitt** クイーンズランド大学教授から、企業のサイバー犯罪に対する刑事規制・民事規制に焦点を当てて、基調報告がなされました。サイバー犯罪がインターネット空間で発生し、容易に国境を越えること、そして、既存の刑事法における犯罪規定に包摂し得ない事象があることを特徴として、たとえば、いわゆるリベンジ・ポルノ投稿とプロバイダー規制の問題をとりあげられました。とくに規制対応

の困難さから、オーストラリアの Braithwaite モデル（応答的規制のピラミッド構造）を紹介され、刑事制裁を頂点として、犯罪的自称の程度に応じて、説得・和解・科料といった対応を重ねて、現行法の執行体制の不備を補うべきことを提案されました。

これに対し、**Arndt Sinn** オスナブリュック大学教授から、サイバー犯罪に対するドイツ法（2017年ネットワーク犯罪執行法）の対応について紹介があり、とくにサイバー犯罪類型の明確化に関する理論的な努力と、それが個人の権利侵害といった憲法上の問題とどのように関連していくかを、将来の課題としてあげられました。また、**Thomas Holt** ミシガン州立大学教授からは、リベンジ・ポルノや児童ポルノ等を抑止するには、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）に対する規制が重要であるとの観点から、リベンジ・ポルノなどの投稿があった場合に規制当局に通知すべき義務を課すなどの法整備が必要であるとのコメントが寄せられました。ただ、そのような規制・執行体制の構築には多大な社会的費用が発生することから、一定の免除措置が必要であることも指摘されています。



日本側からは、**堤和通** 所員が、多くの国々では、刑事法・民事法が峻別され、犯罪類型とその違法性の特徴を明確に定義するという特徴が見られるところ、わが国でも、いわゆるリベンジ・ポルノという新しい犯罪類型の定義と、法人企業の刑事責任をめぐって議論があることを紹介されました。そして、ISPの

責任を限定する規定を盛り込んだプロバイダー責任制限法の分析から、Bronitt 報告に対して、とくに第三者への責任拡張の可能性についてコメントされました。



総括コメント



最後に、四つのセッションにわたる本日の報告・コメントに対して、Stephen Bottomley オーストラリア国立大学教授より、総括的なコメントをいただきました。これまで比較法研究というと、特定の分野における特定国間の法律・判例のテキストを比較するのが主流のように考えられていたが、本日のシンポジウムのように、研究者が一堂に会し、あるテーマについて議論し、お互いに何を考え、どのような問題意識を有し、どのような解決が社会的に望ましいかについての知見を共有することこそが、比較法研究の中心であるべきだ、と指摘されました。そして、今後も、このような機会を設けることを継続することによって、アジア・太平洋地域だけでなく、グローバルな比較法研究とその成果を期待できるとの展望を示し、本シンポジウムを主催した当研究所に謝辞を述べられました。

